

宿泊約款 LODGING STIPULATION

第1条 (適用範囲)

1. クリフハウス及び有限会社ハル (以下「当ハウス」といいます)が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ハウスが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条 (宿泊契約の申込み)

1. 当ハウスに宿泊契約のお申し込みをなさる方は、次の事項を当ハウスにお申し出いただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 会員ナンバー
 - (3) 宿泊日・宿泊者人数(人数内訳も含む)及び到着予定時刻
 - (4) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による)
 - (5) その他当ハウスが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第(2)号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ハウスは翌日の空きがあるときに限り、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条 (宿泊契約の成立等)

1. 宿泊契約は、当ハウスが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ハウスが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当ハウスが定める申込金を、当ハウスが指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当ハウスが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当ハウスがその旨を宿泊客に告知した場合に限りです。

第4条 (申込金の支払いを要しないこととする特約)

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当ハウスは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ハウスが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条 (宿泊契約締結の拒否)

当ハウスは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 予約済みで客室の提供ができない時。
- (3) 宿泊しようとする方が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする方が、伝染患者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊しようとする方が、泥酔等で、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められたとき。あるいは宿泊者が他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする方が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力に属すると認められるとき。
- (7) 宿泊しようとする方が宿泊施設若しくは宿泊施設従業員に対し、暴力的要求行為を行ったとき。
- (8) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

第6条 (宿泊客の契約解除権)

1. 宿泊客は、当ハウスに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2.当ハウスは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第 3 条第 2 項の規定により当ハウスが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は別表第 2 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ハウスが第 4 条第 1 項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が 宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ハウスが宿泊客に告知したときに限ります。

3.当ハウスは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 10 時（あらかじめ到着時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第 7 条 （当ハウスの契約解除権）

当ハウスは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき。
- (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (5) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ハウスが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
- (6) 宿泊しようとする方が、泥酔等で近隣に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められたとき。あるいは宿泊客が他の近隣に著しく迷惑を及ぼす行動をしたとき。
- (7) 宿泊しようとする方が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力に属すると認められるとき。
- (8) 宿泊しようとする方が宿泊施設若しくは宿泊施設従業員に対し、暴力的要求行為を行ったとき。

2.当ハウスが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。なお、当ハウスへチェックインをされた時点で宿泊サービスの提供を受けたものとみなします。

第 8 条 （宿泊の登録）

1.宿泊客は、宿泊日当日、当ハウスのチェックインにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当ハウスが必要と認める事項

第 9 条 （客室の使用時間）

宿泊客が当ハウスの客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌朝 10 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

第 10 条 （利用規則の遵守）

宿泊客は、当ハウス内においては、当ハウスが定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第 11 条 （営業時間）

当ハウスの主な施設等の営業時間は第 9 条に準ずるものとし、必要やむを得ない場合には変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第 12 条 （宿泊料金の支払い）

- 1.宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。
- 2.前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ハウスが指定する銀行口座等にお約束した期日までにお振込して頂きます。
- 3.当ハウスが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第 13 条 （当ハウスの責任）

当ハウスは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その範

囲内で損害を賠償します。ただし、それが当ハウスの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

第 14 条（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

- 1.当ハウスで、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
- 2.当ハウスは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ハウスの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 15 条（寄託物等の取扱い）

宿泊客が、当ハウス内に持込んだ物品又は現金並びに貴重品について、当ハウスの故意又は過失により滅失、毀損等の証明がなされたとき以外は、一切補償いたしません。

第 16 条（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

- 1.宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ハウスに到着した場合は、その到着前に当ハウスが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客が当日においてチェックインする際お渡しします。
- 2.宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ハウスに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ハウスは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
- 3.前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ハウスの責任は、第 1 項の場合にあっては前条に準じるものとします。

第 17 条（駐車の問題）

宿泊客が当ハウスの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ハウスは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

第 18 条（宿泊客の責任）

宿泊客の故意又は過失により当ハウスが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ハウスに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第 1 宿泊料金等の内訳（第 2 条第 1 項及び第 12 条第 1 項関係）

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	基本宿泊料（室料）
	税 金	上記税込

《備考》

- (1) 基本宿泊料はホームページ、パンフレットなどに掲示する料金表によります。
- (2) 税法が改正された場合はその改正された規定によるものとします。

別表第 2 違約金（第 6 条第 2 項関係）

30～15 日前	14～8 日前	7～4 日前	3～1 日前	当日
10%	30%	50%	70%	100%

《備考》

- (1) %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
- (2) 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1 日分（初日）の違約金をお支払いいただきます。